

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約はこの契約約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に、宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前事項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を当館に申し入れた場合、当館は、その申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為のおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
イ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77条号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）同条第2第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）暴力団準構成員
ロ. 暴力団又は、暴力団員事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ. 法人その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超負担を求められるとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊させることが出来ないとき

(宿泊客お解約解除権)

- 第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。当館は、宿泊客がその責め帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 2 当館は、宿泊客が連絡しないで、宿泊日当日の19時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当館の解約解除権)

- 第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき
イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は、暴力団関係者、その他の反社会的勢力
ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
ハ. 法人でその役員のうちに、暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められるとき
 - (6) 天災等不測の事態に起因する事由により、宿泊ができないとき
 - (7) 都道府県条例（第号）の規定する場合に該当するとき
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて、宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着時及出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます
- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当管内においては、当館が定めて管内に掲示した利用規則に従っていただきます

(営業時間)

第10条 当館の主な施設等の営業時間は、次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のサービスデスク等でご案内します。

- (1) フロント・キャッシャー等のサービス時間
 - ロ. フロントサービス 16:00～19:00
 - 翌 9:00～11:00
- (2) 飲食等の(施設)サービス時間
 - イ. 朝食 8:00～10:00

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適正な方法をもってお知らせします

(料金の支払)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金の支払は、通貨により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第12条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により、宿泊客に損害を与えたときは、その損害賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い)

第13条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設にあっ旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。ただし、客室が提供出来ないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(預託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった、物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀害等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を補償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは当館は10万円を限度として、その損害を補償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は、現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて当館の故意又は過失により滅失・毀害等の損害が生じたときは当館はその損害を補償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当館に故意又重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として、当館はその損害を補償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合はその到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は、携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は、携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであり車両の管理にあたり、当館の故意又は、過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により、当館が損害を被ったときは、該宿泊客は当館に対し、その損害を補償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 飲食代及びその他利用料金
	税金	イ 消費税

備考 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)・・・ 旅館用

契約解除の通知を受けた日

不泊・当日	前日	13～2日前	14日前
100%	50%	30%	0%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。